

## 福島県「食べ残しゼロ協力店・事業所」認定制度実施要綱

### (目的)

第1条 県が進める「もったいない！食べ残しゼロ推進運動」に協力する飲食店、宿泊施設、食料品小売店等（以下、「飲食店等」という。）を募集、認定することにより、食品ロス削減の取組を促進するとともに、広く県民等に周知し、食品ロス削減に向けた意識の啓発を図ることを目的とする。

### (対象事業者)

第2条 認定制度の対象事業者は、福島県内で営業する飲食店等とする。ただし、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者が経営する店舗は、対象としない。

### (認定要件)

第3条 県は、前条の飲食店等であって、次の取組項目のうち、2つ以上を実践する飲食店等を協力店として認定する。

#### 1 飲食店・宿泊施設

- (1) 食べ残しゼロのための呼びかけの実践
- (2) 食材の仕入れ又は使い切りの工夫
- (3) 来客者の希望に応じた量の調整
- (4) ハーフサイズ等小盛りメニューの設定
- (5) 持ち帰り希望者への対応
- (6) その他の食品ロス削減につながる取組

#### 2 食料品小売店等

- (1) 食材の仕入れ又は使い切りの工夫
- (2) 閉店間際等の値引き販売
- (3) ばら売り、量り売り、少量パックによる販売
- (4) 賞味期限・消費期限が近い商品の値引き販売
- (5) 賞味期限・消費期限表示に関する啓発
- (6) その他の食品ロス削減につながる取組

(取組内容)

第4条 協力店は、次の項目に取り組むこととする。

- (1) 認定された取組項目を積極的に実践し、食品ロスの削減等に努めること。
- (2) 前条第1項第5号の取組を実践する場合、食品衛生法その他関係法令によって定められた衛生管理を遵守するとともに、加熱調理済みなどの持ち帰りに適した食品を対象とし、お客様からの申し出があった場合に限り実践すること。また、お客様の自己責任となる旨説明責任を負うこと。
- (3) 県から交付された啓発資材を店舗に掲示し、食品ロスの問題やこの取組について来店者に対する周知に努めること。
- (4) 県が実施する食品ロスに関する各種調査に協力すること。

(認定)

第5条 認定を受けようとする飲食店等は、申請書（第1号様式）を県に提出するものとする。

- 2 県は、申請者から提出された申請書の内容を審査し、本制度の認定要件を満たすと認めるときは、協力店に認定し、申請者に啓発資材を交付する。

(認定内容の変更)

第6条 協力店は、申請書（第1号様式）に記載した内容に変更が生じた場合は、速やかに内容変更届（第2号様式）を県へ提出するものとする。

(認定の中止)

第7条 協力店は、第3条に定める要件を満たさなくなったとき又は事業若しくは店舗を廃止するときは、速やかに認定中止届（第3号様式）を県に提出するとともに、啓発資材の掲示を中止するものとする。

(認定の取消し)

第8条 県は、協力店が次の各号にいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができる。

- (1) 第7条に規定する届出があったとき
- (2) 認定要件を満たさなくなったとき
- (3) 前2号に掲げるもののほか、知事が特に不相当と認めたとき

- 2 認定を取り消された協力店は、速やかに啓発資材の掲示を中止するものと

する。

(協力店への支援)

第9条 県は、第5条に規定する認定を行ったときは、申請者に対し必要な助言を行うとともに、協力店での取組内容等について、ホームページ等で紹介するものとする。なお、申請者は申請書の提出により店舗情報をホームページ等へ掲載することを承諾したものとする。

2 県は、協力店に対し、次の啓発資材を交付する。

- (1) 認定証
- (2) 認定ステッカー
- (3) 食品ロス削減啓発ポスター
- (4) その他知事が必要と認めるもの

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成30年8月1日から施行する。